

# 令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会 議事録

日時：令和6年8月7日（水）10時00分～12時00分

場所：Web会議システム「Zoom」利用によるオンライン開催

## 1 概要

### (1) 出席者

「出席者名簿」のとおり

### (2) 議事要旨

川名福祉子どもみらい局長より開会のあいさつ

## 2 議事内容

### (1) 条例について

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）について、調整グループ藤本主査より、資料2-1「「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）のポイント」、及び資料2-2「「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案（たたき台）の修正箇所」に基づいて説明

### <質疑応答>

#### ○新保会長

ご説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明があった内容について、ご意見やご質問などがありましたら、よろしく願いいたします。小林委員、お願いいたします。

#### ○小林委員

ご説明ありがとうございます。私は複数の部会に参加させていただいておりましたので、この間の議論をいくつか共有させていただきました。今回1つ1つ、出た意見や質問に対して丁寧に対応いただいているのではないかなと感じています。感想です。以上です。

#### ○新保会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。この内容で先に進んでいくというご提案かなと思いますが、特段ご意見ありませんか。私自身は小林委員と逆で、残念ながら部会には参加する役割がなかったのですが、かなり充実した議論が行われたのかもしれませんが。どうもありがとうございます。丁寧に直していただいたということを感じます。

それでは続きまして議題、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案について、事務局から説明をお願いします。

### (2) 計画について

「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案について、調整グループ圓山主査より資料1-1「「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案のポイント」、資料1-2「「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」骨子案の修正箇所」、及び資料1-3「各部会でのご意見と計画骨子案における対応一覧表」に基づいて説明

## <質疑応答>

### ○新保会長

たくさんの資料をわかりやすく説明いただき本当にありがとうございます。それでは事務局から説明のあった内容について、皆様方からのご意見やご質問などをぜひお願いしたいと思います。深町委員 お願いいたします。

### ○深町委員

ご説明いただきありがとうございました。このような大人数の全体会議では、3つの部会から上がってきた意見が、それぞれの部会ごとではなくて、このようにまとめて議論できるというのが、この全体会議の良い強みだなということ、今ご説明を伺って改めて感じた次第です。感想になってしまうのですが、私は若者施策検討部会に参加させていただいておりますけれども、他の部会でも同じような問題意識が上がってきていることを認識した次第です。先ほどご説明をいただいた資料1-3で貧困対策検討部会や、子ども施策検討部会から上がった問題意識を拝読しましたが、例えば貧困対策の中でも、資料1-3の2に、金銭の支援だけではなくて、本質的に本人の経済基盤を高める就労支援が重要だというご指摘が部会の中で出たという点がありました。この点は若者施策検討部会としても非常に重要と考えます。そのような部会横断的な指摘が、部会ごとに分断されることなく、このような全体会議を通じて効果的な就労支援のあり方として改めて検討できるという意味では、非常に良い情報共有の場になっていると感じたというのがまず1点目です。

もう1つは、支援を受ける側が若干負い目を感じるといった表現が何か所か出てきまして、その表現の仕方を変えようとしておられる方向性も理解できます。もちろんそれも大事だと思う一方で、支援する側・される側というのは、ある意味お互い様といえますか、支援している側が支援される側にいつか回るかもしれないし、支援される側もいつまでも支援される側に固定されるわけではないと思うので、それぞれの立場に固定化・分断化されるという考え方ではなくて、お互いにそういう立場になったら助け合いましょうという感覚になれるような支援のあり方を基本路線とした方がよいのではないのかと考えたのが2点目です。

### ○新保会長

ありがとうございます。続いて、貧困対策検討部会の部会長を担当していただいていた岡部委員、お願いいたします。

### ○岡部委員

私からは2点、全体について意見です。1つ目は、子ども・若者の目線に立ってということ、これは計画の極めて基本的なスタンスを立てているもので、子ども・若者当事者の視点に立った施策を展開しますということを宣言しているわけです。今回の審議会においても、子ども・若者当事者委員のご意見を会議の中に入れていただいています。具体的な施策の中に、子どもの意見表明権であるとか、子ども・若者の声を反映する仕組みを、クリアに見せるような形を出していただくことがこの計画の中で必要なのではないかとというのが1点目です。ですので、私は、この計画の基本的な考え方が、意見表明権などを明示的に出したということをやはり高く評価をしたいと思っております。

2つ目ですが、資料1-1の11ページの3つ目の丸のところ、「計画上は結婚支援や共働き・共育ての推進といった施策による対象者に該当し得る「若者」であることから、条例の「こども」を使用せず、基本理念等を定めた」ということについて、私は、この順番の並び、結婚支援ということに対して少し抵抗感があります。基本的には子どもの育ち学び、それから、若者の就労というものが順番で、その後、家族を形成するという形でなるということですが、結婚そのものは極めて、これまでの考え方からすると、前提で考えるということにはなるかと思うのですが、これは個人の価値観の問題でもあるので、結婚支援というのを最初に出して、その次は働きましょう、その次に育てましょうというように順番の並びを変える、または、この結婚支援というのは、少子化対策という観点からこれを入れるということもあるのかもしれませんが、これについては少し検討していただけないかというのが私の要望です。

それともう1点補足で、先ほど子どもの貧困当事者や、あるいは、それを養育している保護者というのは、経済的な困難をベースにしなが、多様な、総合的な困難を抱えていると。その中で、その人たちの声を聞く、または支援を届けるということに対して、この計画はその意図を持って行うわけなので、やはり、そのことについて配慮した表現や、意図をしっかりと届けられるような修文等をしていただければよいかと思っております。

#### ○新保会長

ありがとうございます。1つは子どもの意見表明権等について、これを高く評価するという。2つ目として、資料1-1の11ページの3つ目の丸のところにある、冒頭に結婚支援と出てくるものについて、順序が少し違うんじゃないかですとか、何を書くのかについて精査してほしいというご意見。そして3つ目の子どもの貧困という点について、当事者としてのことについて特に配慮する必要があるんじゃないかということがあったかと思えます。

これらについて、他の委員から、同様の意見、もしくは関連する質疑があったらお出しいただければと思いますが、いかがですか。阿比留委員お願いいたします。

#### ○阿比留委員

私も深町委員や岡部委員がおっしゃっていたように、他の部会の意見をこのようにまとめていただいた上で、丁寧に意見を反映させた修正をしていただいたこと、とてもありがたく思います。岡部委員がおっしゃっていた子どもの意見表明の機会確保、意見の反映という、資料2-1の9ページにあるようなポイントというのが非常に重要だと思うのですが、機会を確保するだけでいいのかということがあるので、その環境醸成や方法についても記載をいただけるといいなと思っております。岡部委員のおっしゃったことと関連してということですのでこの点になります。

#### ○新保会長

ではまた後程、ぜひお願いいたします。それでは多賀谷委員お願いいたします。

#### ○多賀谷委員

皆様からご説明をいただきましてありがとうございます。やはり部会が3つありますので、まとめて

情報をいただくのがいいと思います。先ほどのようにお話をいただいてよかったと思います。

1つご意見を申し上げたいのが、資料1-3対応一覧表の2番の貧困問題についてです。私は2人子どもがいるのですが、他の親御さんとお付き合いをしている中で、お話をしますと、やはり修学旅行の話題があります。例えば、中学2年生、小学6年生のときに、それぞれ修学旅行にお金を払うのですが、同時にいろいろお金を払っていくので、大変です。また将来の進学に向けてのお金も大変だと思います。お給料の事もありますので、お金が払えないというような貧困の問題も出てくるかと思っています。お給料ではなく、皆さん子どもを幸せにするために、修学旅行に行かせたいということで、お金を頑張って工面をしているのかなと思います。県や市町村等から補助をいただければいいねというお話を親同士でした事があります。そういった内容も含めていただければと思います。

それから、同じく一覧表の7番です。私は聴覚障害を持っておりませんが、生まれてすぐに聴力の検査を今受けられますよね。それも含めていただきたいなと思っています。生まれてすぐに聞こえないということが分かって、また聞こえて生まれても、2歳3歳で聴力が落ちてしまう子どももいらっしゃるの、5歳ではなく、10歳ぐらいの幅を設けて、聴力の検査をしていただくのがいいのかなと思います。それが子どものためでも、親のためでもあります。安心に繋がると思います。そういったことも受けられるように努めていただきたいと思っています。

## ○新保会長

ありがとうございます。今までいくつかご質問事項なども出ているので、事務局の方から現時点まで、ご回答いただければというふうに思いますが、これはいかがでしょうか。例えば、子どもの貧困ということをめぐる、修学旅行の出費が多くなる時期への対応についてのこと。そして、聴力検査などについて、5歳で終わるのではなくて10歳ぐらいまでやったらどうだろうということ、これらについてご意見があったかなと思います。この辺りはいかがですか。

## ○深石次世代育成課長

ご意見いただきありがとうございます。順番に県としての今の考えをお伝えしたいと思います。まず子どもの意見表明についてです。先ほど条例の説明をしたときに、参考でということで説明は飛ばしてしまいましたが、去年から今年にかけて、こども基本法の規定に従って、子どもの意見表明の取り組みというのを県でしています。具体的には、対面式で子どもの声を、学校やいろんなグループに聞きに行くという取り組みですとか、インターネット上に掲示板みたいなものを設けて子どもに意見を言ってもらい取り組み、また、子どもに「県はこういうことをすればいいんじゃないか」というアイデアコンテストで、プレゼンしてもらい、最優秀の施策については実際に事業化していくという取り組みをしています。こういった取り組みをしながら、県の施策に子どもの意見を取り入れていきたいなと考えています。ちょうど今条例のパブリックコメントをしているところなんですけれども、意見を言う人の属性によってやっぱり意見が全然違って、保護者の方が、あまり子どもの意見表明ということについて意見はおっしゃらないんですが、今月大学生のインターンシップがあって、20人ぐらいの大学生に同じように意見を求めたところ、子どもの意見表明は大事だというのがすごく意見としては目立ちました。このように属性によって全然違うので、やはり保護者の声だけ聞いていれば子どものためになるということではないと思っており、当事者の意見、子ども・若者の意見というのを積極的に拾っていき

いと考えています。

もう1つ、結婚支援のところは、特に順番を意識して資料に記載したわけではなかったのですが、おっしゃる通りですので、主要施策として施策を並べるときはご意見を反映したいと思います。

あと貧困の部分の表現の仕方で、支援を受ける側が負い目を感じないようにとか、支援する人・される人お互い様だよねという感覚になるような取り組みや表現というのも、今後考えて、骨子案の中に反映していきたいと思っています。

また意見表明の機会確保ではなくて、環境の醸成もというお話もありました。今回条例の中には意見表明の条文を入れていますが、聞くだけではなくて、あなたの意見はこういうふうには反映しましたとか、反映できませんでしたというフィードバックをするという規定も、併せて条文の中に入れ込もうと考えています。そういった工夫も県独自でしているところではありますが、それ以外に、何か環境醸成ができればというのは、今後検討していきたいと思っています。

最後に修学旅行の費用の話です。私ごとではありますが、うちも中学2年生なので、ちょうど修学旅行の積み立ての案内が2ヶ月前ぐらいに来たところでして、やはり5万か6万ぐらいかかるんですよ。いきなり一括で払ってというのは厳しいので、学校側にも配慮していただいて、修学旅行には来年行くのですが、1年ぐらいかけて少しずつ積み立てができますという案内と、手続きの案内が来たところです。学校側もそういうところで配慮していただいているのですが、実際それが払えないという方もいるとは思いますが、その辺の支援の仕組みが既存であるかもしれませんし、そういうのがあれば、施策の中に入れ込んでいきたいと思っています。

#### ○太田子どもみらい部長

先ほどの聴力検査について、健康増進課からコメントございますでしょうか。

#### ○久保倉グループリーダー

新生児聴覚検査につきましては、市町村の方でも公費負担の実施などを行ってございまして、県としても推進しているところでございます。今ご意見いただきました、10歳での実施につきましては、就学児の健康診査については学校で行うものとなっております、教育局の所管になっております。当課でお答えできない部分になります。申し訳ございません。

#### ○多賀谷委員

ご回答ありがとうございます。よくわかりました。

#### ○新保会長

ありがとうございます。先ほど阿比留委員にお待ちいただいたので、ご発言いただいてよろしいでしょうか。

#### ○阿比留委員

ありがとうございます。私が申し上げたいことは他に3点ほどあります。

1点目が、資料1-1の12ページの、主要施策、つまり条例に関わる場所なんですけれども、こ

ども大綱では、子育て当事者への支援に関する重要事項となっているけれど、神奈川県の子ども・若者みらい計画だと不安解消のための施策になっていて、何でそんなに子育ては辛いものだ、不安なものだという前提で、神奈川県は施策を立てるのかなと思いました。例えばウェルビーイングの実現だとかそういう書き方にできないだろうかという気がしています。それが同じく、資料2-1の6ページのところでも、この間の会議で発言させていただいたところを早速反映してくださったんですけども、その中で、「子育てしやすい社会環境の整備」のところで、「父母その他の保護者が、子育ての責任を果たせるよう」となっていますが、子育てしやすい社会環境を整備するのはこどもが育つためであって、父母その他の保護者が子育ての責任を果たすためではないのではないかという気がしています。この「子育ての責任を果たす」というのを、一番最後に持ってくる、もしくは削れるのだったら削ったほうがいいと思いますが、義務もあるからということも考えて、「父母その他の保護者の子育ての負担の軽減や不安解消を進め、喜びを実感することができるようにして、子育ての責任を果たしていくことを援助する、支援する」というようにするなど、責任が一番最初に来るといえるのはいかがなものだろうかと思います。

#### ○新保委員

一度ここで止めていいですか。事務局が変えたということですから、何か意図があるのかもしれませんが、今の説明をまずお願いしてよろしいですか。

#### ○深石次世代育成課長

ご意見ありがとうございます。子育ての不安解消という言葉については、県でも1つキーワードとして使わせていただいています。今まで、子育てって、安心して子育てできるよというような表現の仕方をしていたのですが、知事をはじめ我々が子育て当事者の方と対話をしていく中では、安心して子育てするというよりも、やはり将来に向かって不安が大きいんだというようなご意見がすごく多かったですね。経済的な不安、子どもを育てるにあたって教育費を自分が将来負担できるのかですか、環境の部分でも、今日もすごく暑いけれど、子どもが成長していった中で、良好な自然環境が維持されるのかという大きな不安がある。だからこそ、子どもを持ちたいとか、2人目を産みたいというのを躊躇してしまうんだという意見がすごくあって、確かにそうだよということ、1つ不安解消というキーワードを出させていただいています。確かにおっしゃるように、不安というのはネガティブワードなので、夢や希望とは対極にある言葉ではあるのですが、そのあたりはご指摘もあったので、少し表現を和らげるということも考えて、不安は引込めませんでしたが、「喜びを実感することができるようにする」という言葉をくっつけたという意図になっています。

また、子育ての責任を果たせるようにという基本理念のところについても、少し並び順に違和感があるというお話でしたので、こどもを中心というのは基本理念の1番目のところに置いて、2番目に、こどもだけではなく子育てしている方の支援も必要だよということ、基本理念の2番目に置いて、ここは保護者にフォーカスした表現ということで、子育ての責任を果たせるようにというふうにかかせていただいているところではありますが、表現の仕方はまた改めて、法制部門とも検討したいと思います。

## ○新保委員

ありがとうございます。それでは阿比留委員、続きをお願いいたします。

## ○阿比留委員

2点目が就労についてなんですが、資料1-4の29ページのところに、「成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育」というのがあり、また次の30ページのところに、就労支援が書かれていますが、就労については、大学で学生と接していると、ワークルールであるとか、キャリアを考えるということについて、就職活動するまで考える機会があまりにないという話をよく学生が言っています。成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供だとか教育の中に、こちらに書かれているものはどちらかというとトラブル防止というところがあるかなと思うのですが、もう少しポジティブに未来を作っていくのに必要な、働くことに対する知識を得ておくというようなものを、もし入れられるようであればご検討いただければと思います。

そして3点目ですが、資料2-2の2ページ目のところで、こどもの定義について、これはこども大綱やこども基本法と関わるところでもあるので、変えてということでは全くないんですが、心身の発達の過程にあるというような発達心理的な枠組みの中で、子ども・若者を捉えていいのかということが、こども基本法やこども大綱を私の周りで議論していく中で、結構話題になっているところなので、そんな議論がありますということをご共有させていただければと思います。

## ○新保会長

ありがとうございます。就労に関することと、こどもの定義に関することなど、事務局から、現在のお考えについてお示しいただいてよろしいでしょうか。

## ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。就労支援のところ、就職活動について、実際に就職活動する時期にならないと考える機会がなかったというお話でした。成年年齢を迎える前に必要な情報を、お子さんに提供しようというところの取り組みについては、今のところ、これやっていますというご紹介ができる状態にはないので、庁内の関係課に照会をかけてみて、何かできることがないかというのは検討したいと思います。またこどもの定義のご意見は、参考としてこちらの方でも受けとめさせていただきたいと思います。

## ○阿比留委員

ありがとうございました。

## ○新保会長

ありがとうございました。それでは西野委員、お願いいたします。

## ○西野委員

まず1点はお願いの部分で、資料1-3の11番、「不登校の子どもの居場所づくりから自立支援に

繋がるような内容を記載してほしい」という意見に関して、所管課と調整の上記載可能かどうか調整して参りますということですが、これはぜひ記載をしてほしいというお願いです。

また、少し気になったのが18番で、私は若者施策検討部会には出ていなかったのですが、「高校中退時の支援については、所管が教育、福祉で分かれ」というものです。まさに私の活動の中で不登校やひきこもりと関わってきたのですが、義務教育年齢後の若者たちの居場所が本当に整備されないで、30年以上ずっときています。だから、中退時の支援というよりは、義務教育年齢終了後の若者支援というようなこととして、ちゃんと位置付けていただけたらありがたいと感じました。要するに、若者たちが義務教育終了後、例えば高校の中で校内居場所カフェが広がりつつありますが、公的予算が十分につかないという問題は、長く国の会議などでも言ってきましたが、居場所カフェの予算が非常に安く抑えられたまま来ているのではないかと感じます。それから、やはり地域社会、校外に、就労にこだわらない敷居の低い場所というものをどう整備していくかをやらないと、8050問題も含め、家から1歩も出られない若者が増えているのではないかと感じます。そういう意味で言うと、義務教育年齢終了後の若者支援というふうに位置付けて、中退にこだわらず、地域の若者たちの居場所づくりの施策の必要性のようなものに明確に変えていただけたらありがたいと思います。もしすでに書かれていたら私の読み落としですすみません。

#### ○新保会長

ありがとうございます。いくつかこれから続くかもしれませんが、まずこの件について、事務局から現時点の回答できることをお話いただけてよろしいでしょうか。

#### ○岩崎青少年課長

おっしゃる通り、2番目におっしゃった高校中退時の支援、義務教育終了後の支援について、高校における校内居場所カフェの取り組み等、これはまさになかなか行政の手が回っていない一方で、NPOの皆さんが非常に様々な試みをなさっている部分という認識でありまして、施策に位置づけるというところがまさに今議論になっている通り、どういうふうに行政として手をまわしていくかというのが少し手探りの状態で、出遅れているような部分ではあります。そういうわけで、この計画の中でどういうふうに書いていくかというのは、まさに資料に書いてある通りですが、今模索しているという状況ということでご理解いただければと思います。

子どもの居場所づくりに関しましては、行政としてやっている部分もありますが、先ほど西野委員がおっしゃった通り、まさに就労にこだわらないというところの居場所という発想自体、今おそらくそういうものはあるかと思いますが、行政としてなかなかそこに踏み込めていない部分かと思いますが、全くその座視しているわけではなく、何ができるか、ひいてはその試みに対してどう記載するかを検討しているところということで現時点ではご理解いただければと思います。

#### ○太田子どもみらい部長

補足させていただきますと、例えば青少年センターでの居場所づくりですとか、フリースクールですとか、フリースペースとの連携というのも今県でもやっているところなので、そうしたものを踏まえて計画の中に書き込んでいくとともに、それ以上の取り組みができるかどうかということについては、今

後検討していきたいと思っています。

#### ○新保会長

ありがとうございます。西野委員はこの領域でずっとやってこられた方でもありますので、ぜひ西野委員のご意見をしっかりお聞きいただいた上で、計画づくりを進めていただきたいと思います。

#### ○西野委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

#### ○新保委員

続きまして、鈴木委員お願いします。この後、子育て当事者委員の方の後に、子ども・若者当事者のおふたりの方からご発言いただこうと思いますので、それぞれ心の準備をしておいていただければと思います。それでは鈴木委員お願いいたします。

#### ○鈴木委員

部会での意見を随分丁寧に反映してくださりありがとうございます。またこの間出てきた中で、先ほど西野委員からあった、校内居場所カフェに私たちもずっと取り組んできていて、経済的には相当厳しい一方で、繋がる若者たちの深刻な状況を思いますと、きちんと計画に位置付けていただけたらなというのを改めてお伝えしたいです。また若者の支援に関わっている中で、先ほど岡部委員からあった、結婚支援というのも何だか少し順番が違うなというのは強く感じましたので、重ねてお伝えしたいと思います。

私の方から具体的なところで言いますと、就労支援のことが出ておりましたので、1点、意見をお伝えしたいと思います。この間若者支援、大きな施策で言いますと就労支援ということが中心でこの20年動いてきたわけですが、20年経ってもなお就労支援が課題になっているのを現場としても感じるところなのですが、既存の就労支援のあり方が十分機能していないのではないかとこのことを、きちんと点検する時期に来ているのではと感じています。特に貧困世帯で育った若者たちにおいては、就労を支えていくような暮らしの状況が非常に厳しかったり、孤立状態にあったり、あるいは就労に向けた様々な土台が育ちの中で作られてきていないという中で、拙速な就職支援といったような施策、もちろんいろんな形の就職の支援が大事ですけども、その就職支援の前にあるこうした状況、土台の部分をどう埋めていくのか。もちろん早く届けられればいいのですが、そうした手が届かずに多くの若者がいるという状況をご理解いただいて、十分な理解と、施策がどうあるべきかという、あり方の検討の上に就労支援というのを検討していただけたらと思います。

#### ○新保会長

ありがとうございます。就職支援、就労支援ということについて、鈴木委員からご質疑がありましたけども、事務局として何か考えてらっしゃることおありですか。

#### ○深石次世代育成課長

先日パノラマさんにご協力いただきまして、とある県立学校の居場所カフェを見学させていただき、生徒さんとも意見交換をさせていただいたところです。確かにその子たちと話をすると、私、看護師になりたいとか、裁判官になりたいとか、そういう将来の夢を含めいろんな話をしてくれるのですが、そのために勉強が必要だねという、渋い顔をするような子たちも多かったです。実際にパノラマさんとお話を個別にさせていただいた時に指摘があったのは、鈴木委員がおっしゃっていたように、就職する前に、ちゃんと見知らぬ人ともコミュニケーションがとれるかですとか、そういった社会人になる土台づくりから始めないといけないというお話は、確かにありました。そうしないと、いざ就職しても長続きしないというようなご意見もありました。確かにそうだと思いますが、その辺りどういった取り組みができるのか、もちろん生活困窮者の自立支援法の中で、そういった取り組みはあったりしますけれども、それ以外に何かできないかというのは少し考えたいと思います。

### ○新保会長

鈴木委員、よろしいですか。ありがとうございます。それでは続きまして佐藤委員、お願いいたします。

### ○佐藤副会長

丁寧なご説明をお聞きして、子ども施策検討部会に関わっておりますけれども、特に、子どもを中心に考えて、子どもの意向を意見表明するというをトップに持ってきてくださっていることについて、大変心強く思っているところです。この計画を作るにあたって、子ども大綱の重要施策や重要事項と合わせる形で項目を定めているというご説明がありました。それについてはとても大事なことだと思いますが、神奈川県内の子どもや子育て当事者の方々の実態を、現状としてデータで把握することが資料で示されているわけですが、その中で、神奈川県として、特に重要視をしている課題について整理していくということも、一定程度必要なことなのではないかと私自身は考えています。また、子どもを取り巻くいろいろな困難はかなり複合的なもので、子どもの福祉分野だけでなく、ここまでの議論でも出てきているように、やはり教育の部門ですとか、就労のところとも関わっています。領域別に切れ目があったり、あるいは分野ごとに切れ目があったりすることで支援がなかなか繋がらないということが指摘されて来ていますので、計画間の整合性をとっていくということがこの骨子案の中に書かれていますが、それを実効性のあるものにしていくために、ぜひ庁内の調整ですとか、この基本理念に沿ってこの計画が進められていきますように、体制づくりのところにも触れていただけたらとてもありがたいと思っています。そういう意味では基本理念の説明の中に、そうした庁内での調整、あるいは連携のようなことも、入れ込んでいただけたらとてもありがたいと思いました。切れ目のない支援や施策を考えていくための計画になればと思っています。

### ○新保会長

多分今調整をしている最中でしょうから、佐藤委員のご助言をしっかりと聞きいただいて進めていただければと思います。ありがとうございます。続きまして中尾委員、お願いいたします。

### ○中尾委員

子育て当事者委員の中尾です。資料1-1 かながわ子ども・若者みらい計画骨子案 10 ページの計画の基本理念等について3つほど思ったことがあります。

1つ目に、基本理念のところ最後の部分『子ども・若者一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、その望みと願いを尊重しながら社会全体で育む』、この部分『望み 願い』という言葉は類義語で重複しているような気がしており、『望み願うことを尊重しながら』が正しい表記ではないのかと感じました。ただ、当事者目線の障害福祉推進条例から「望みと願いを尊重」という言葉を引用したとのことなので再考は難しいと思いますが、当事者意見としてお伝えします。

2つ目、先ほど阿比留様が言ってくださっていた、同じく基本方針2つ目の部分「子育てしやすい社会環境の整備」について。最後に『喜びを実感できるようにすること』という一文を最後追加されましたが、子ども基本法に合わせ、その前に『子育てに伴う』という言葉を加え『子育てに伴う喜びを実感できるようにすること』とした方がより分かりやすいと思います。また、阿比留委員や他の方の話を聞いて、以前の神奈川県子どもみらいプランを見ていたのですが、「すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して生み育てることができる」という文面でした。なので、もし不安や責任をというのを抜く方向になるようでしたら、以前の子どもみらいプランの表現はすごくよかったので、その辺りのことをもう1回振り返ってみるのもいいのではないかと個人的に思いました。

3つ目、「子ども・若者の目線に立った権利・利益の尊重」というところですが、こちらは多分子どもの権利条約の四原則を全部ここに入れ込んだかと思うのですが、当事者としては、生命生存の権利というのは分かるものの、『発達に対する権利』というのがわかりづらいと感じました。ただこれは子どもの権利条約をそのまま使っているので、専門家・先生などにとっては当たり前の言葉なのかもしれないし、ここでいう発達というのは育つ権利なのかと思いました。今後、神奈川の当計画や条例を実際に子どもや若者に伝え、啓発する際にはもう少しわかりやすい表現もしくは注釈をつけてはどうでしょうか、発達に対する権利って何のことだろうとみんな思うと思うので、当事者意見として伝えさせていただきます。

## ○新保会長

ありがとうございます。資料1-1の10ページに関して、後ほど事務局に現時点で考えていること、この文章になっている背景などについてもお話いただければありがたいと思います。

それでは先ほど、私の方からお願いさせていただきました、子ども・若者当事者のおふたり、乾委員、土井委員に今日ご出席いただいておりますが、現在のご意見について、お話いただけてよろしいでしょうか。名簿順で乾委員、まずお願いしていいですか。

## ○乾委員

ありがとうございます。すべての子どもは生まれながらにして権利の主体という文章が入ったことが、すごく嬉しいです。今、自分の持つ権利を知っている子どもたちは少ないと思うので、子どもが生まれながらにして、権利の主体であるということが、文章だけじゃなく、子どもたち一人ひとりにも知られていくといいなと感じました。

## ○新保会長

私からお聞きしていいですか。子どもたちにそのことを知ってもらうために、私たちは今何ができると思いますか。どんなことをやると、知っていただけるようになるか、そのあたりお考えがあったら教えていただけますか。

#### ○乾委員

今自分がやっている「あすのち」というボランティア団体では、勉強と遊びのスペースを同時に開いて、子どもたちがいつでも行き来できるようにするというをしているのですが、例えば、自分が生活していた社会的養護の話で聞いたのは、朝ご飯を、ご飯かパンか毎日選べるようにしているという話もありました。そういった小さな選択を子どもに委ねることの連続で、子どもたちが、自分がどうしたい、こうしたいというのを言っているんだと思えるようになるのかなと思います。

#### ○新保会長

そうですね。日々の選択、小さな選択かもしれないけれど1つ1つ体験して行って、それを認めてもらった、自分の意見が通ったという感覚ってとても大事なんだなということを改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

#### ○乾委員

ありがとうございます。

#### ○新保会長

次の会なども、ぜひご発言してくださいね。当事者委員のご発言というのはこの委員会にとってとても大事なことだと思いますので、お願いいたします。では続きまして、土井委員はいかがでしょう。

#### ○土井委員

ありがとうございます。今回今までの会議の内容を反映して、すごく丁寧に修正いただいたことが伝わり、ありがとうございました。私からは資料1-1の10ページのところで少し気になったところがありましたので、そこについてお話をさせてください。基本方針として「社会の一人ひとりが子育て当事者」「社会全体が子育てに関わる当事者の子ども・若者目線に立ち、主体的に連携し、協力すること」ということが記載をなされていたり、他の資料でも、「父母その他の保護者だけではなく、社会全体が当事者として主体的に子育てに関わる」という記載があり、まさに理想的で、本当にこうなったらいいなと強く思いました。一方で保護者だけではなく、社会全体が当事者として主体的に子育てに取り組むということは、とても難易度が高いことであるとも感じています。最近ニュースなどでも、子持ち様とか、独身様というような問題が取り上げられる機会が増えているようにも感じています。こういった中で、具体的な施策として、どこから手をつけて、社会全体が当事者というスコープをどこまでにするのか、全体にするのか、あるいはどこかで切れる形にしていくのかというところが、実現可能性という観点ではとても重要になるというふうに考えました。

#### ○新保会長

ありがとうございます。今までも、資料1-1の10ページについてのご発言がありましたが、今回もまたいただいたかと思えます。この部分について他の委員から何か質問ございますか。いろんな角度から各委員からご質疑をいただいたので、この後事務局にこの資料1-1の10ページの内容について今のお考えをお聞きしようと思えますが、関連する事項として何かありますか。岡部委員お願いいたします。

## ○岡部委員

私はこの基本理念や方針について、非常に良いと思っております。ただし、それぞれの箇所のところ、2点ほど、ぜひこのことに配慮しながら計画策定をしていただきたいということを述べさせていただきます。

1点目は、先ほど阿比留委員がおっしゃっていたことです。基本的に子どもが主体であるということはいいですね。それと今おっしゃっていただいた、社会全体が当事者だという考え方も、これはこの計画の基調になっておりますので、そうなったときに、先ほどの家族の責任という文言ですが、家族の責任と、社会全体がそのことについて当事者であるということの整合性がとれるような書き方をしているだけないかということがあります。これはどういうことかということ、これまでの私たちの社会は、どうしても子育ては家族の責任であるということで、なかなか子育てをする環境が整わない、あるいはそういう価値観があるので、別な言い方をするとか、あるいは極めて家族主義的な考え方で施策の組み立てをするのではなく、社会全体で組み立てをする、社会全体で子どもを育てるという基調で、計画策定を進めていただくことがより求められるのではないかとというのが1点目です。

2点目に、就労支援ということで、これは西野委員や鈴木委員、他の委員の方もおっしゃっていましたが、実は子どもというのは、多様な状態に置かれていると。例えばひきこもりであるとか、虐待を受けている方、あるいは障害のある方、また医療ケアが必要なお子さんもいらっしゃる。その中で就労支援という文言を出すということは、基本的には就労するということは学校社会から企業社会に行くということで、重要なことだと思うのですが、そうなったときに、就労というのは仕事について一定の給与を得るという前提に考えられているということもありますが、多様な働き方、あるいは活動、それから居場所で活動されている委員の方が入っていらっしゃると思うんですけど、居場所も1つの生活の場であるとともに活動の場であるなど、そういうことを幅広く捉えられるような、就労とか活動、これはある意味でいうと先ほど家族主義的な言い方をしましたが、労働や活動をどう捉えるかということになるので、そのことに配慮した、あるいはそれを基調にした計画がより求められるのではないかと考えております。基本理念や基本方針は素晴らしいものになっていると思えますので、具体的な施策の中で、そういうことが落とし込まれているかどうかということになってくるかと思えます。

## ○新保委員

ありがとうございます。資料1-1の10ページについて、現時点でどう考えるのか事務局からお話いただこうかなと思うのですが、多分最後のご質問になるかと思うので、堤委員から、子ども食堂の方からまずご質問をお出しいただければと思います。

## ○堤委員

ありがとうございます。今、岡部委員にお話いただいたところに非常に似ているところがあるなと思ってお話をさせていただきます。

私はこども食堂・地域食堂ネットワークの委員でもあります。普段スクールソーシャルワーカーとして、県立高校で勤務しております。そこで一番子どもたちが大変だなと思うのは、所属がなくなることの不安が大きくあるということです。先ほどいろんな方がおっしゃっていましたが、中学校までは義務教育があつて、例えば児童虐待などがあつたときも、市町村の子ども家庭課などの要対協の窓口になっているところは、子どもたちがいかにかどこで、どういうふうに通じているのかというのをそれぞれの所属に確認することができるわけです。ただ、これが高校に行つて、例えば高校に行かなかったとなつた場合に、この子の安否確認をするということが一切できなくなるという現状があつて、これをどういうふうに乗越えていくのかがすごく大事だと思つています。その中で、高校に行けなかった子たち、それから中退した子たちが一体どこで誰とどう繋がっていくのかということがすごく大事なので、例えば、居場所、学校以外のサードプレイスみたいなところにちゃんと繋がれるように支援をするのも、必要だと思つています。あとは高校卒業するのではなく、中退して就職したいというような子がいて、例えばそれは貧困対策の自立支援の中では、「はたらっく」といったところがありますが、そことうまく繋がつてから学校を辞めてほしいと思つているのですが、その制度を使うためには学校を辞めなきゃいけない。そうすると関係が途切れてから、そのサービスを使うことしかできないので、これが、ちゃんと学校にも行つているけれども、就労にいくまでの移行期間は、学生として学校に行きながらそのサービスも使えるといった制度が必要なんじゃないかなと思つています。

それから、アウトリーチとプッシュ型について、県内の様々な取り組みがあれば、記載しますというようなご意見だったのですが、それは一体具体的にどういうことでしょうかというのを伺いたいです。私は平塚市から委託を受けていて、要支援の家庭に家庭訪問してご飯を届けるという事業をやっております。そこで虐待を受けていたり、ヤングケアラーだったりする子どもたちの状況を把握したりするのですが、そういう事業も候補としてあるのかどうかということなんです。またもう1つ、例えば、千葉などがやっている「デジタル田園都市国家構想」という取り組みで、LINEなどで、「あなたが使えるような支援にこういうものがありますよ」といったことを、それぞれの方にお送りしているようなサービスもあつたりします。例えば何かを払えなかったら、「お金に困っていませんか、こういう制度がありますよ」みたいなことが届くという仕組みがあつて、神奈川県は、コロナのときに、たくさんの人にLINEに登録してもらつて支援していたと思うんですけど、この繋がりのような形で、若者たちや子どもたちに対して、「あなたが相談できる場所はあるよ」といったことをやる可能性があるかどうかを伺いたいです。

## ○新保会長

ありがとうございます。この後事務局から答えられる範囲でお答えいただこうと思つていますが、まず資料1-1の10ページについて、今までのディスカッションを聞いて、何かお考えのことがあるようでしたら、お答えいただければと思つています。そのあと堤委員からのご質疑について、何か回答できることがありましたらお願いいたします。

## ○深石次世代育成課長

ありがとうございます。まず計画の基本理念、基本方針のところではいろいろご意見をいただきました。基本的には条例の目的ですとか、基本理念のところと同じ表現にすることで内容の整合性を取っていますという説明をさせていただいたところではあります。この3つの子ども・若者、保護者、社会全体というのを、1つ軸にしながらか、その人たちにどういふ理念で、子育てに関わってもらいたいのかというのを記載しているということで、基本理念を作ってきているところではあります。ただ少し当事者の方が見て、違和感がある表現もあるというお話もありましたので、この辺りは条例の書きぶりなども関係してきますので、内部で調整させていただければと思っています。

またいくつか、この計画や条例の考えをどうやって子どもに伝えていくのかというご意見があったと思います。これについては、今すぐではないですが、子どもに伝える方法というのはまた庁内でも今後検討していこうという話し合いはしているところです。具体的には、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を作ったときに、障害のある方々に参加していただいて「わかりやすい版」というのを作ったりしていますので、そういうやり方がいいのか、または出前授業のような形がいいのかというのは、子どもたちに聞きながら、普及啓発的なことをやっていければと思っています。

また就労支援のところでは、やはり全員働けという感じになってしまうと、働きたくても働けないという方が状況によってはいるので、その辺の配慮についても、計画の中に、どういふ表現ができるかわかりませんが、少し考えたいと思います。

次に堤委員のお話にありました、高校に行けなかった子や、中退してしまった子に対する居場所づくりというところですが、これも1つ重要なテーマだと思っています。詳しくは説明しませんが、条例に新しく、「こどもの居場所づくり」という項目を新たに設けようと思っています。学校・家庭以外のサードプレイスをどうやって作っていくのかというところは、今後議論していきたいと思っています。

最後にプッシュ型の取り組みということですが、やはり今までいろいろな子どもの声や当事者の声を聞いていて思ったのは、必要な情報がちゃんと当事者に伝わっていないということで、やはり待っていても駄目だねということだったので、やはり、アウトリーチなりプッシュ型で取り組みをやっていかなければいけないというのが、1つ重要な要素であると考えています。具体的な取り組みの1つとして、子育てについては、市町村の子育てに対する支援情報を、LINEで友達登録をしていただくと、お子さんの年齢に合わせてプッシュ型で配信するというシステムを去年の12月から作っています。「子育てパーソナルサポート」というのですが、住んでいる地域とお子さんの年齢を登録していただくと、例えば、「3歳になったときに必要な支援はこれですよ」というのがタイムリーにポンと届くようなシステムを作っています、今大体4万人ちょっとの方に登録していただいているような取り組みがあります。そういったプッシュ型で情報を提供していくというような取り組みも、計画の中に位置付けられればと考えています。

## ○太田子どもみらい部長

私の方からも少し補足で、計画の基本方針・基本理念のところですけれども、やはり家庭に子育ての責任があるというところが、かなり強く受けとめられてしまっているようなので、そこはもう少し和らぐように、地域社会全体でフォローしていく、さらに主体的に地域社会が関わっていくということが分かるような書き方を少し考えたいと思っています。それから就労支援のところでは、就労について、自

立するための経済的な面と、社会との繋がりとの面と、やはり両面あるのかなとお話を伺っていて感じましたので、そうした経済的な面だけでなく社会との繋がりであるということも大切に受けとめて、そこも計画に反映できればと思っております。

#### ○新保会長

ありがとうございます。びーのびーの二谷委員、最後にご発言いただいてよろしいでしょうか。

#### ○二谷委員

すみません、全体的なこととしてなんですけれど、やはり神奈川県には外国に繋がる方も多いかと思うので、本推進条例が改正された折には、例えばやさしい日本語、もしくは子どもに向けた表現のものを作って、こどもを真ん中にした条例として挙げられて、県民全体で共有できることを期待しているんですが、そのような予定があると嬉しいなと思いました。

#### ○新保会長

ぜひ、今のご意見を反映するような形で計画がまとまるといいなと思います。

それでは今日、貴重な、そしてかなり高度な意見も含めて、ご発言いただいたことをとてもありがたく思います。それでは「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の骨子案については、委員の皆様から今日は貴重なご意見をたくさんいただきましたので、必要な修正をしていただいた上で、事務局において、素案の作成に向けて作業していただきたいと思います。また、いくつか修正点が出てくる可能性があるかと思います。意見交換をしながら進めていただきたいと思いますが、最後は私に一任していただきたいと思います。いろんな方のご意見をまとめながら私の方で整理をさせていただこうと思います。ありがとうございます。本日の議事・報告事項は以上となります。それではここで進行を事務局にお戻ししたいと思います。

#### ○太田子どもみらい部長

皆様長時間ありがとうございました。最後に事務連絡をさせていただきます。本日の審議会について、後日議事録の確認依頼を事務局からさせていただきますのでよろしく願いいたします。また追加で、深石の方からご連絡がございます。

#### ○深石次世代育成課長

本日ご報告いただきさせていただきました条例の改正についてですが、今回たたき台ということでご議論いただきましたが、現在事務局で、こちらを条文の形式に整えた改正素案というのを作っています。委員の皆様にもぜひお目通しいたいただき、ご意見いただければと存じます。また近日中に、この改正素案を送らせていただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、ご意見賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○太田子どもみらい部長

それでは、これもちまして、「令和6年度第1回 神奈川県子ども・若者施策審議会」を閉会いた

します。長時間どうもありがとうございました。

以上